



議案第百十号

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館使用料条例（昭和三十八年三朝町条例第二十三号

）の一部を次のように改正する。

題名中「国民宿舎三朝温泉会館使用料」の下に「及び手数料徴収」を加える。

第一条中「及び附属施設」を削り、「使用料」を「使用料及び手数料」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 温泉会館の使用料は、次のとおりとする。

一 宿泊料

一泊（二食付）

一人

千二百円

二 各室使用料

大集会場

一日

六千円以内

各室及び小集会場

一日

四千円以内

三 休憩料

一人当り

一日

二百円以内

四 施設使用料

施設名	使用の条件	使用料の額
ブルフガーデン	一人一回につき	千五百円以内
プール	一人一回につき	八十円以内

五 備品使用料

一人一回につき

百二十円以内

第二條の次に次の一條を加える。

(手数料)

第二條の二 配電するときは手数料は、一割以内とする。

第三條を次のように改める。

(使用料及び手数料の徴収)

第三條 使用料及び手数料は、使用者が歸去するまでに徴収しなければならない。ただし、特別の理由により管理者が認めるときは、この限りでない。

第四條中「及び附属施設」を削る。

第五条の見出しを「雑則」に改め、同条中「使用料」の下に「及び手数料」を加え、「館長カ」を「管理規程で」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年十月一日から施行する。